

お詫びと訂正のお願い

下記のとおり、「昇任S・Aシステム法学編」に誤った掲載がありました。
深くお詫び申し上げますとともに、訂正をお願いいたします。

頁	科目	問	枝	正	誤
296	刑法	100	(3)	<p>犯人蔵匿罪(刑法103条)の保護法益は、国の刑事司法作用であり、客体となる「罪を犯した者」は、真犯人のみならず、被疑者として捜査の対象になっている者も含まれる(最判昭24.8.9)。</p> <p>次に、「蔵匿」とは、捜査権の行使を侵害して犯人の発見又は逮捕を妨害することを認識し、犯人に発見又は逮捕を免れる場所を供給すること、及び場所を提供してかくまうことをいう(大判大4.12.16)。</p> <p>これに対し、「隠避」とは、蔵匿以外の方法で犯人の発見・逮捕を妨げる一切の行為をいい、逃亡資金を供与する行為は隠避に当たる(東京高判昭37.4.18)。</p> <p>同一目的で継続して犯人を蔵匿かつ隠避させた場合は、これを包括的に観察し、一罪(観念的競合)として評価される(最判昭35.3.17)。</p>	<p>Bは殺人犯人ではないことから両罪とも成立しない。</p>